担い手経営発展支援金融対策事業による融資の円滑化について

平成28年1月20日27経営第2599号農林水産省経営局長通知改正:平成28年6月14日28経営第866号

第1 目的

我が国の農業においては、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の大筋合意に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっている。この育成・支援すべき認定農業者の中には、TPP協定による経営環境の変化に対応して攻めの経営展開に取り組もうとする一方で、農業経営に必要な農地や施設等の事業用資産を主として借り入れにより経営改善を行うため保有資産価値の面から必ずしも農業経営基盤強化資金の円滑な融通が行われ難いケースが懸念されるところである。

このような事態に対応して、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウを活かしつつ、実質無担保・無保証人貸付(融資対象物件のみを担保に徴求する貸付けや同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けをいう。)を行うこと(以下「本措置」という。)により、TPP協定による経営環境の変化に対応して新たな経営展開を図ろうとする認定農業者に対する農業経営基盤強化資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 内容

- 1 対象者
 - 本措置の適用を受ける対象者は、次の全ての要件を満たす認定農業者とする。
- (1) 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598 号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する事業の対象となる者のうち、次のい ずれかに該当する者
 - ① 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(同法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けて事業を実施している者
 - ② 全ての事業用資産の価値の概ね二分の一以上を、借り入れた資産で事業を実施している者
 - ③ 融資対象物件を担保に提供することができない事業を行う者
- (2) 担保に提供できる事業用資産がない又は保有する事業用資産の評価が著しく低い者
- (3) 第3に定める融資審査手続により、事業を遂行できる経営能力があること及び投資する事業に十分に事業性があることが確認された者
- 2 貸付金の使途

本措置に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げる資金((7)の資金を除く。)とする。

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

第3 融資審査手続及び融資実行後の措置

- 1 公庫は、本措置に係る融資審査において、経営改善資金計画書等を基にした通常審査に加えて、経営理念、経営の強み・弱み、目指す経営の姿及び経営戦略などを記載した書類を提出させ、別紙の融資審査の考え方を参考として、借入希望者の経営能力、経営戦略及び投資する事業の事業性等を評価することとする。
- 2 公庫は、当該借入希望者から経営課題に対する解決策や具体的な行動計画等を記載 した書類を提出させるとともに、本措置に係る事後管理において、借入者の経営状況 に応じ、定期的に面談等を行い、事業の進捗状況及び収支状況の確実な把握を行うこ ととする。
- 3 公庫は、上記1及び2の書類により経営分析等を行い、その分析結果に基づき、当該借受者に対し、市町村、農業協同組合及び普及指導センター等特別融資制度推進会議(特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)に基づき設置されたものをいう。)の構成機関と連携の上、当該借入者の農業経営改善計画の目標達成のために必要な指導、助言及び資料の提供等を行うこととする。

第4 その他

本措置は、公庫にとって債権保全上のリスクの増加を招くことから、これに見合う貸 倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置 による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則 (平成28年6月14日28経営第866号)

- 1 この通知は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 この通知の施行前に貸付決定された農業経営基盤強化資金については、なお従前の例 による。

別紙 (第3の1関係)

融資審査の考え方

融資審査の視点		具体的な着眼点
1 経営者能力	(1) 人間力	○ 意思の強さ、行動力、リーダーシップ、柔軟性を持っているか 等
	(2) 技術力	○ 地域の標準単収以上の生産技術を有し、技術向上に 努めているか 等
	(3) マネジメント力	○ 財務状況を把握し、経営課題に対して機動的に対応 できるか 等
	(4) コミュニケー ション力	○ 関係者に事業内容や計画を適切に説明し、理解して もらっているか 等
2 経営戦略	(1) 明確性	○ 経営理念、将来ビジョンは明確にされているか 等
	(2) 具体性	○ 経営の強み・弱みを踏まえた具体的な経営戦略が立 てられているか 等
	(3) 必要性	○ 事業は経営戦略上必要であり、実施のタイミングは 適切か 等
	(4) 実行体制	○ 事業を実行する役職員の役割分担と責任が明確化されているか 等